

令和3年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月9日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和3年6月9日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第3号 令和2年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 議案第30号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議事日程第1号

令和3年6月9日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 定例監査実施報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 財政援助団体等監査報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和3年2月分から4月分まで）

町長報告 5件

報告第3号 令和2年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第5号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第30号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	寺本公行
教育長	高木俊朗	総務部長	各務元規
民生部長	小木曾昌文	企画調整 担当参事	中井雄一郎
教育参事兼 学校教育課長	筒井幹次	総務防災課長	古川孝
企画課長	山田敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	渡辺一直
亜炭鉱廃坑 対策室長	早川均	税務課長	金子文仁
住民環境課長	石原昭治	保険長寿課長	大久保嘉博
福祉課長	日比野浩士	農林課長	高木雅春
上下水道課長	可児英治	建設課長	中村治彦
会計管理者	丸山浩史	生涯学習課長	日比野克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷浩輝	議会事務局 書記	大脇敬之
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

6月に入りまして、爽やかな季節になりました。みたけの森のササユリも今まさに満開の時期を迎えております。昨日も行ってきましたけど、まず100%ぐらい咲いておりまして、例年より本当に3割5割増しに咲いておりますので、全くお花畑という感じでした。御嵩町議会の定例会も爽やかにまいりましょう。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和3年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくをお願いします。

なお、鍵谷和宏建設部長より急遽本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

新年度が始まって初めての定例会ということではありますが、本当に時間がたつのは早いなど感じているところであります。

この6月というのは、議案というのは常に少ないわけでありましてけれど、今回私が町長になってからも、多分議員になってから一番少ない議案だというふうに感じておりますけれど、多ければいいというものでもありませんので、慎重に皆さんには審議をさせていただいて、内容を濃くしていただくということが重要かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、冒頭の挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会の開会に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見・報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の第4波については変異株の影響もあり、これまで以上に感染が急拡大しました。本町においても、4月中旬から連休明け以降、感染者が多発したこともあり、5月16日にまん延防止等重点措置区域に追加指定され、今なお、まん延防止等重点措置区域

に指定された状態であります。近隣では大規模なクラスターが発生するなど、憂慮すべき状況が続いています。

町民の皆様には長期間にわたる繰り返しのお願いとなり大変心苦しいのですが、感染拡大防止のため、行動の自粛を何とぞよろしくお願いいたします。また、体調に異変を感じたときは、新型コロナウイルス感染を疑い、速やかに行動を停止し、医療機関を受診するようにしてください。無理をして受診せず発見が遅れると、重症化による命の危険や重症者病床の消費につながります。また、多くの人を感染させてしまうリスクが高くなり、濃厚接触者の囲い込みも膨大な量となり、大きな悪循環が生じます。感染予防・体調管理と併せて十分に御留意いただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響でこれまでの1年4か月余り、多くの式典や行事が中止、延期、縮小となり、これまで大切に続けてきた伝統や人と人との距離が引き離されてしまいました。町民の皆様には財政状況や主要な事業を御説明し、貴重な御意見をいただく場であった行政懇談会についても2年続けての中止となりました。代替としてユーチューブ御嵩町公式チャンネルにて説明動画の配信を6月1日から開始しましたので、ぜひ御覧ください。また、説明動画についてはケーブルテレビ可児でも放送し、説明資料の配付も行いますので、併せてお知らせいたします。

中止に伴い、代替の方法について知恵を絞って考えるものの、各種行事を通常どおり開催したいとの思いは募るばかりであります。そんな悔しさと腹立たしさ、相半ばの思いの中、新型コロナウイルスのワクチン接種を整然とスタートでき、安堵感と明るい兆しを感じています。医療従事者の皆様をはじめ、指定させていただいた日時での接種や体調の管理など、高齢者の皆様や高齢の方のいらっしゃる御家族の御協力のたまものです。誠にありがとうございます。

5月26日からスタートした保健センターでの集団接種については、全ての所属の職員が通常業務に上乗せする形で従事しており、まさに総力戦で臨んでいます。例年と変わらない行政サービスを継続しながら、高齢者の皆様へのワクチン接種を政府の方針である7月末終了を目指してまいりますので、引き続き御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

ちなみに、6月8日現在の接種率については、65歳以上の高齢者の方で1回目を終了した方は33%、2回目を終了した方は2%となっており、医療従事者の方はおおむね接種が完了した状況であります。また、今後、高齢者以外の方へのワクチン接種についても検討を進めていく必要がありますので、議員の皆様におかれましても、ワクチン接種を円滑に進めるため、アイデアや御意見をぜひお寄せいただきたくよろしくお願いいたします。

本町では新庁舎の準備に向けて、平成30年7月に御嵩町新庁舎建設基本構想、令和元年9月に御嵩町新庁舎建設基本計画を策定してまいりました。これらを踏まえ、新庁舎の基本的な

考え方をまとめ、具体的な空間を形づくるための基本設計を進めてきたところであります。

基本設計策定に当たっては、感染拡大防止に配慮し、従来のような大人数による説明会形式ではなく、議員の皆様との協議や訪問型の住民ヒアリング、個別ワークショップなどを行い、御嵩町新庁舎建設基本設計案をまとめました。

この基本設計案を広く町民の皆様にお知らせするとともに、より多くの意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施しています。意見の募集期間は5月31日より6月20日までの21日間で、町ホームページや役場総務防災課窓口、各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口において資料を公表し、意見募集を行っております。

なお、期間中、役場ロビーでは新庁舎の模型を展示しておりますので、ぜひ御覧いただき、多くの御意見をお寄せいただきますようよろしくお願いいたします。

本町は、昨年度まで4年間、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業の対象自治体として、亜炭鉱廃坑の空洞を埋める対策に取り組んでまいりました。その結果、中公民館や中保育園、あゆみ館、救急指定病院、幼稚園などのほか、中・顔戸地区の民有地において、約39ヘクタールの対策工事（充填工事）を完了し、約75億円の基金の全額を活用することができました。これも事業を実施する中で、土地所有者の御理解はもとより、交通規制などをはじめとする日々の御不便を町民の皆様にご理解いただいたことに尽きます。厚く御礼申し上げます。

しかしながら、本町内にはいまだ多くの範囲で亜炭鉱廃坑が残されており、引き続き対策を進める必要があります。本年度からは、令和2年度の国の第3次補正予算において、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業が創設され、その事業基金約80億円を活用し、亜炭鉱廃坑対策を進めてまいります。

今回の事業期間は令和6年度までの4年間であり、早々に事業を進めるべく、5月25日に開催されました令和3年第2回臨時会において、第前6期、第7－1期地区の対策事業の工事請負契約の締結に係る議決をいただき、対策工事を発注したところであります。今後は、発注した対策工事の進捗を管理していくとともに、他地域の亜炭鉱跡の空洞調査を順次進めてまいります。空洞調査の対象地域の選定には、空洞の深度や過去の陥没被害の発生状況などのほか、公共施設や住家の密集状況などを総合的に勘案し、優先度が高いと判断される地域を選定してまいりますので、引き続き本事業に対する御理解と御協力をお願いいたします。

冒頭でも触れさせていただきましたが、新型コロナウイルスの猛威がいまだ終息の兆しが見えない中、ワクチン接種は感染の拡大を防ぐための手段として、現在、国を挙げての対応を行っているところです。本町においても、5月10日より町内の高齢者施設に入所する65歳以上の高齢者の方への接種を開始し、5月24日の週からは、町内医療機関や保健センターで施設入所者以外の高齢者の方への接種を開始しました。政府の方針として示された7月中に高齢

者の方への接種が完了できるよう取り組んでいます。

ワクチン接種については、予約の電話がかからない、つながらない、インターネットの操作ができないなど、予約に関する混乱が報道されておりましたので、少しでも混乱を防ぐため、あらかじめ町が接種日を指定することとしました。現在のところ、大きな混乱はなくワクチン接種を進めることができています。また、このワクチン接種については、町内で開業している医師をはじめ、医療従事者の皆様に多大な御支援、御協力をいただいております。改めて厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。今後とも、感染防止対策の重要な手段として、速やかにワクチン接種を進めていきたいと考えております。

本定例会に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を実施するための予算を計上させていただいております。当該給付金は、全額国庫負担により、低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うもので、対象となる世帯の子供1人当たり5万円を支給するものです。予算成立後の6月下旬から周知を始め、順次受付を開始する予定となっております。

本町では、平成24年度から町有林の適正な管理と森林資源の有効活用を図るため、町有林の整備に全国で2例目となる森林経営信託方式を導入し、本年度で信託期間の満了となる10年目を迎えます。この森林経営信託は、町有林の維持、管理、経営などを一任する契約を可茂森林組合と締結し、契約期間内に森林の整備を行っていただき、10年後に整備された森林を町に返還していただくものです。また、御嵩町環境モデル都市行動計画では、森林の再生を重要課題として位置づけております。この森林の再生では森林経営信託を柱とし、持続可能なビジネスモデルとCO₂吸収源の拡大に取り組んでまいりました。

信託開始後は、町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告として、議会に処理状況を毎年報告させていただいているところであります。令和2年度の実績としては、6.19ヘクタールの間伐を実施し、1,125メートルの作業道を整備した上で、約27万円を積み立てました。信託を始めるに当たり、10年間の間に利益を出していけるのか不安もありましたが、初年度から119万円を積立てすることができ、令和2年度までの積立額の合計は約765万円となっています。本信託契約では、町有林約800ヘクタールのうち236ヘクタールを信託しています。来年度以降も引き続き、森林経営信託により町有林整備を進めたいと考え、次の信託契約に向けて可茂森林組合と協議を進めており、今後、議案として上程させていただく予定をしております。

今年度に入り、本町の小・中学校においても新型コロナウイルスへの感染事例が数件発生しました。教育委員会では、学校関係者の新型コロナウイルス陽性判明時の対応マニュアルにより、児童・生徒、教職員、家族を含む学校関係者の感染が判明した場合、保健所、教育委員会、

学校が情報共有を図るとともに、各関係機関への連絡やその後の対応について順次進めることとしております。

新聞報道にもありました中学校での感染例では、生徒の家族から学校へ迅速な連絡により、その後の対応を素早く行うことができ、学校内で実施されたPCR検査においても、混乱もなくスムーズに検査を終えることができました。その後のうわさ話や詮索もなく、シトラスリボンプロジェクトの効果が発揮されていると感じております。今後とも、学校、保護者、教育委員会が連携を図り、感染防止対策をさらに徹底してまいります。

次に、GIGAスクール構想として整備を進めてきましたICTの活用につきましては、既に多くの学校で活用が進められております。児童・生徒がタブレットを用いて、インターネットを活用した調べ学習をはじめ、アンケート形式による考え方の集約、個人ノートや資料の提示、動画による演習など、その利活用は多岐にわたります。また、欠席や自宅待機の児童・生徒に対し、授業をオンラインで行い、教室黒板を生配信しながら音声でのやり取りも行うなど、各学校、各教職員が工夫し、できることから積極的に取組を始めております。

今年度は、各教職員へのサポートとして小・中学校ICT支援業務を委託し、教職員の研修を充実させ、利活用を一層推進してまいります。

平成29年度よりスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は、現在5年目に入りましたが、本堂の解体作業が今年の1月末で無事完了し、現在は組み立て直しに向けた準備を進めています。

昨年度の全解体工事中には、当時の人々が願興寺本堂を身近な存在として大切に思い、力を合わせて再建を試みた様子が相次いで発見されたほか、NHKのテレビ番組「解体キングダム」でも取り上げられ、重要文化財の解体修理工事がどのように行われているかをつぶさに見ることができ、大きな反響を呼んだところです。

この3月末からは、本堂の床下部分が430年ぶりにあらわになったことを機に、基壇と呼ばれる床下の試掘調査を始めています。この調査は、再建された際の床下の造りの様子や、武田軍に焼き討ちに遭った際に火を受けたと思われる礎石の状況などを調査・検証し、記録保存するためのもので、願興寺の歴史を記した大寺記の記述を学術的に裏づけることができるのではないかと期待しています。

今後進めていく本堂の組立て作業は、この後令和8年度まで継続していく見込みですが、引き続き町民の皆様をはじめ多くの方々が本町の誇る貴重な文化財である願興寺本堂を守っていくことに御理解をいただきながら、アフターコロナの目玉となる文化的観光事業と位置づけたいと思っています。これからも本事業への御協力をよろしくお願いいたします。

今回提出いたします令和3年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明申し上げます。

ます。

まず歳入についてですが、今年度実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る経費に対する国庫補助である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する国庫補助である新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金などを追加しています。

次に、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策費において、今後各課が実施する様々な事業に係る対策費として1億2,857万5,000円を計上しています。民生費では、各民間保育園や児童館に対するコロナ対策補助金や低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事務に係る経費などを計上しています。

補正予算は、歳入歳出ともに1億7,526万6,000円の追加となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、今回提案いたしますのは、報告案件5件、補正予算1件の都合6件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 伏屋光幸君、7番 安藤雅子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月27日の議会運営委員会において、本日より6月18日までの10日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月18日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり

り行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

(1)定例監査実施報告書、(2)随時監査実施報告書、(3)財政援助団体等監査報告書、(4)例月現金出納検査の結果について（令和3年2月分から4月分まで）、以上の4件、写しを配付し議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

報告第3号 令和2年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

おはようございます。

それでは、報告第3号について御説明いたします。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

報告第3号 令和2年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和2年度御嵩町一般会計予算の一部の事業を令和3年度に繰越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額を報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費18件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。

表の中ほどの金額欄は、令和2年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横の翌年度繰越額欄が、限度額の範囲内で実際に令和3年度へ繰り越した金額を表しています。

それぞれの事業内容につきましては、既に御説明申し上げておりますので省略させていただきますが、特に6行目の新生児特別給付金事業は、限度額60万円に対し10万円を繰越ししました。6件ほどの申請を見込んでいましたが、結果として1件の申請となりましたので、その

分 10 万円となっています。3 ページ目の 1 行目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、設定した限度額に対し 5,673 万 6,672 円を繰越しました。最後の行の特定鉱害復旧事業は、限度額 250 万円のうち 167 万 1,560 円を繰越しました。

以上 18 件の繰越総額は 3 億 4,409 万 232 円で、財源としましては御覧のとおりです。特定財源を除いた 1 億 2,721 万 9,000 円が令和 2 年度から令和 3 年度へ繰り越す一般財源となります。

以上で令和 2 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、報告第 4 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告第 5 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上 2 件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

おはようございます。

まず最初に、報告第 4 号 令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

諸般の報告つづり 4 ページをお願いいたします。

令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費及び営業費用を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものです。

次の 5 ページが令和 2 年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越しは 3 事業となります。

最初の下水道関連移設事業は、北切地区面整備（第 1 工区）下水道関連の移設事業で、下水道面整備工事の工期延期のため 1,700 万円を繰り越しております。次の新庁舎等整備関連事業は、他機関協議に不測の日数を要したことにより 700 万円を繰り越しております。次の公用車（貨物）購入事業は、コロナ禍生産調整により、納車までに不測の日数を要したことにより 190 万円を繰り越しております。財源内訳につきましては、出資金、工事負担金、損益勘定留保資金で記載のとおりであります。

また、次の地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額は、公用車（貨物）購入諸費用で、ただいま説明しました公用車購入に伴う諸費用である 19 万 5,000 円を繰り越しました。財源内訳は、損益勘定留保資金です。

以上で報告第 4 号の説明を終わります。

続きまして、諸般の報告つづり 6 ページをお願いいたします。

報告第5号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

令和2年度御嵩町下水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

次の7ページが令和2年度御嵩町下水道事業会計予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しは2事業となります。

最初の新庁舎等整備関連事業は、他機関協議に不測の日数を要したことにより880万円を繰り越しました。次の未普及対策整備事業は、北切地区面整備（第1工区）工事において、湧水処理に不測の日数を要したため、水道移転補償費とともに4,600万円を繰り越しました。財源の内訳は、出資金、国庫補助金、企業債、損益勘定留保資金で記載のとおりとなっております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 中村治彦君。

建設課長（中村治彦君）

それでは、諸般の報告のつづり9ページをお願いいたします。

報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、資料つづり10ページをお願いいたします。

令和2年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告いたします。

つづりは12ページ、13ページをお願いいたします。

見開きの表でございますが、1. 収益的収入及び支出の(1)収入からでございます。

決算額にて御説明申し上げます。

令和2年度は款02の事業外収益で普通預金、定期預金の利息1,905円の収入がございました。収入は以上でございます。

次に(2)支出でございます。支出の部では、款02販売費及び一般管理費の目01人件費において、監査委員における報酬として9,000円を支出いたしました。その下段でございますが、目02経費では節01の旅費で、理事会に出席されました理事に対する費用弁償として6,000円を支出しております。以上から支出合計は1万5,000円となりました。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出でございます。

令和2年度におきましては、収入及び支出ともございませんでした。

続いて16ページをお願いいたします。

損益計算書となります。先ほど御説明申し上げました収益的収入及び支出により、令和2年度は一番下段、当期純損失として1万3,095円となりました。

次の17ページは年度末時点の貸借対照表でございます。

表の左下、資産合計といたしまして1,931万8,152円の資産を保有しております。

18ページをお願いいたします。

18ページは令和2年度末時点の財産目録でございます。

右の19ページは令和2年度のキャッシュ・フロー計算書でございます。

続きまして、20ページから決算附属書類となります。

21ページをお願いいたします。

令和2年度事業報告でございます。

令和2年度事業報告のうち、1. 概況、(1)総括事項としまして、令和2年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありませんでした。また、令和2年度末現在で保有する土地もございません。

次に2. 会計、(1)重要契約の要旨でも、令和2年度におきまして新たな用地取得契約はございませんでした。

恐れ入ります。ページ飛びまして24ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。去る令和3年4月28日に、監事の安藤雅博様と伏屋光幸様に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上で令和2年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

引き続き、令和3年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

ここには令和3年度御嵩町土地開発公社事業計画基本方針を掲載してございます。

27ページからは令和3年度御嵩町土地開発公社事業計画になります。

28ページをお願いいたします。

本年度は現時点におきまして公有地の取得及び売却の予定はございません。

29ページからは予算書になります。

30ページをお願いいたします。

令和3年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は公社の予算を定める総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入の第1款事業収益は見込まず、第2款事業外収益において受取利息2,000円の収入を予定するものでございます。

また支出では、第1款事業原価の支出は見込まず、第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費合わせて1万5,000円、第4款の予備費の1万円を合わせた支出合計2万5,000円を予定するものでございます。なお、この収入と支出の差額2万3,000円の不足額は前期繰越準備金で補填するものとしております。

次の第3条、資本的収入及び支出では、本年度現時点で新たな公有地の取得及び売却の予定がありませんので、収入、支出とも見込んでおりません。

次の31ページ、32ページには、収益的収支及び資本的収支の予算明細書となります。

33ページ以降につきましては、令和3年度の資金計画、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が報告第6号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

議長（高山由行君）

報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

おはようございます。

それでは、報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について御説明いたしますので、諸般の報告つづり36ページをお願いいたします。

町有地の信託に係る事務の処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

次ページ、37ページをお願いいたします。

森林経営信託財産目録になります。

1の資産の部、森林信託の場所は御嵩字北山地内で、増減はありません。

信託預入金は累積で765万6,383円となっています。

2の負債の部では、借入金及び借入先はございません。

では、39ページをお願いいたします。

令和2年度森林経営信託事業実績になります。

間伐等を行う対象区域の面積は、森林簿上24.09ヘクタールで、施業可能区域は6.19ヘクタールでした。実績も同様でしたので、達成率は100%となりました。

材積は対象区域内で1,972立方メートルを見込みましたが、実績は815立方メートル、達成

率では 41%となりました。これは新庁舎の木材調達を令和 3 年度に計画しており、間伐面積を少なくしたため見込んだ材積より少なくなったものでございます。

作業道は 2,283 メートルの計画に対し、実績は 1,125 メートルとなりました。

続きまして、40 ページをお願いいたします。

令和 2 年度森林経営信託収支報告書になります。

1 の収入の部では、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板等による木材販売が主な収入となり、収入合計では 2,046 万 5,017 円。

2 の支出の部では、利用間伐費を柱に、作業道開設、補助金申請に伴う手数料や市場に支払った手数料などの手数料が主な支出で、小計で 2,018 万 2,565 円となり、ここで令和 2 年度信託収益は 28 万 2,452 円となりましたので、この 3%が信託手数料となり、支出の計では 2,019 万 1,038 円となりました。

したがって、3 の信託積立金の令和 2 年度では 27 万 3,979 円を積み立てることになり、積立金合計では 765 万 6,383 円となりました。

次に、41 ページをお願いいたします。

令和 3 年度森林経営信託事業計画となります。

当年度は 30.36 ヘクタールより 1,575 立方メートル以上の用材あるいはパルプ材を間伐し、作業道では 1,575 メートルを計画しています。

これに係る 1 の収入は、昨年度と同様に補助金、木材販売を主な収入に 3,355 万 4,000 円を予定し、2 の支出においても、利用間伐費、作業道開設手数料を主な支出とし、3,355 万 4,000 円を予定しております。

以上で報告第 7 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

議長（高山由行君）

ここで、議場換気も兼ねまして暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 5 分とします。

午前 9 時 48 分 休憩

午前 10 時 05 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

先ほどの諸般の報告の説明、報告第 7 号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての中で、発言の訂正の申出が農林課長からありましたので、これを認めます。

農林課長 高木雅春君。

農林課長（高木雅春君）

それでは、貴重な時間をいただきありがとうございます。

先ほど報告第7号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告の中で、令和3年度の森林経営信託事業計画の作業道の延長を1,575メートルと発言いたしましたが、822メートルが正しいメートルでしたので、訂正のほうよろしく願います。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第30号1件を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件1件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第30号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第30号 令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の令和3年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に1億7,526万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億326万6,000円とする旨規定しています。

第2条では地方債の補正について規定しております。

4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正、地方道路等整備事業は、限度額を1,470万円増額し、2,020万円に変更するものです。国の防災・安全交付金の内示に伴い、起債額を増額しています。起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入の補正について説明いたしますので、7ページを御覧ください。

款15 国庫支出金、目01 民生費国庫負担金は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する国庫補助金です。

真ん中の表、款 15 国庫支出金は、令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、保育所等における新型コロナウイルス対策に係る経費や補助金等に対する国庫補助金の増額、防災・安全交付金の内示に伴う増額、合わせて 1 億 1,513 万 5,000 円の増額です。

款 19 繰入金の目 01 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整により 3,024 万 4,000 円の繰入れ増、目 04 ふるさとみたけ応援基金繰入金は、財源の組替えによる 143 万 6,000 円の繰入れ減、8 ページ、款 22 町債は、先ほど第 2 表で御説明したとおりでございます。

以上が歳入の説明となります。

続いて、歳出を御説明いたします。

9 ページを御覧ください。

款 02 総務費の目 02 広報広聴費は手数料 25 万円の減額、目 04 電算管理費はプログラム使用料を 32 万 4,000 円減額、これらは目 17 新型コロナウイルス感染症対策費に予算を組み替えたことによるものです。

目 14 自治振興費は、稻荷台自治会の集会所の改修計画が提出されたことによる 35 万 8,000 円の増額。

次に目 17 新型コロナウイルス感染症対策費は、各課が計上しました予算をまとめたものです。

節 10 需用費は、窓口業務や今後各課が実施する様々な事業に係る衛生用品や感染防止物品の購入に係る消耗品費 520 万 2,000 円、ふらっとハウス、あつと訪夢、みたけ健康館の手洗水栓を自動水栓にするための修繕料 12 万 2,000 円。

節 11 役務費は、行政懇談会をケーブルテレビで放送するための放送手数料 25 万円、目 02 広報広聴費からの組替えです。

節 12 委託料は、リモート観光ツアー配信事業委託料 133 万 7,000 円、こちらも当初予算で計上していたものをこちらの予算科目に組み替えたものです。その下、タブレット端末設定委託料は、各学校のパソコン教室にあるタブレット端末を G I G A スクール用の端末として設定するための委託料 536 万 5,000 円。

節 13 使用料及び賃借料は、A I チャットボットの使用料 32 万 4,000 円、これも当初予算に計上していたものを予算組替えしたものでございます。

節 14 工事請負費は、施設整備等改修工事費で 3,439 万 7,000 円、北庁舎や中公民館、B & G、中山道みたけ館、各学校などのトイレを和式から洋式に改修するとともに、手洗水栓など衛生設備を改修するものであります。空調改修工事費は 4,572 万 2,000 円を計上しています。

御嵩公民館や伏見公民館、北庁舎の空調の改修や学校の給食配膳室の空調の新設に係る経費です。

節 17 備品購入費は、庁用備品購入費で上之郷保育園の食器洗浄機、保育園の感染拡大のための備品購入 196 万 4,000 円、防災用備品購入費で主に災害ボランティアセンター開設に必要な倉庫やテント、発電機、投光器などの備品購入 171 万 8,000 円、分散勤務用端末購入費では、分散勤務等感染拡大防止のための職員用パソコン購入費 2,500 万円を計上しています。

節 18、負担金は、負担金として岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力負担金として 527 万 4,000 円、これは今年 1 月から 3 月にかけて県から飲食店に時短要請などがされた際の協力金の町負担分であります。民間保育所等補助金では、各民間保育園や児童館などに対するコロナ対策補助として 190 万円計上しています。

以上、目 17 のコロナ対策費の補正額は 1 億 2,835 万 9,000 円であります。

10 ページを御覧ください。

款 03 民生費、目 02 児童運営費は、節 17 で上之郷保育園食器洗浄機購入費 143 万 6,000 円の減、新型コロナウイルス感染症対策費への組替えです。

節 18、補助金は、みたけ保育園の障害児保育対策に伴う保育士に対する補助 194 万 2,000 円の増額です。

目 07 子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯に対する給付金事務に係る経費です。節 03 職員手当等は、給付金事務に伴う時間外手当 15 万円、節 10 需用費は、事務用費、消耗品費、コピー印刷代等 13 万 5,000 円、節 11 役務費は、通帳等郵便代 8 万 1,000 円、節 12 委託料は、給付事務に係るシステム改修委託料 64 万 4,000 円、節 17 備品購入費は、事務処理保存用キャビネット購入費 21 万 3,000 円、節 18、交付金は、子育て世帯特別給付金 1,540 万円です。

款 04 衛生費は、予防接種等保健衛生事業従事者に対する保険料 11 万 5,000 円の増額です。

最後に、11 ページを御覧ください。

款 07 商工費、リモート観光ツアー配信事業委託料 133 万 7,000 円の減額です。これも新型コロナに関連した予算組替えです。

款 08 土木費は、第 2 表で説明しました国の防災・安全交付金の内示に伴う道路維持工事費 3,100 万円の増額です。

以降、12 ページでは民生費に関連した給与費明細書、13 ページでは地方債補正に伴う調書となっておりますので、お目通しください。

以上で議案第 30 号の説明を終わらせていただきます。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月15日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 安 藤 雅 子